

令和4年10月

各位

秋田地方法務局

登記所備付地図作成作業のお知らせとお願い

秋麗の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、秋田地方法務局では、本年度及び令和5年度の2か年にわたり、秋田市外旭川字堂ノ前及び同字田中の全部並びに秋田市外旭川字神宮田、同字在家、同字鳥谷場、同字野村、同字八幡田、秋田市外旭川八柳三丁目、秋田市寺内字三千刈及び秋田市将軍野向山の一部の地区を対象に、登記所備付地図作成作業を実施することとなりました（別図の位置図参照）。

つきましては、本年度、土地の実態調査及び基準点設置作業を行うため、上記地区及びその周辺地区において、以下のとおり、調査させていただく予定です。

また、上記地区に土地を所有されている皆様には、現住所及び氏名確認のため、はがきを送付させていただきます。

住民の皆様には、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 調査期間 | 令和4年10月下旬から令和5年1月まで |
| 2 | 調査時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 3 | 調査対象 | (1) 秋田市外旭川字堂ノ前及び同字田中の全部
(2) 秋田市外旭川字神宮田、同字在家、同字鳥谷場、同字野村、同字八幡田、同市外旭川八柳三丁目、同市寺内字三千刈及び同市将軍野向山の一部
(3) 上記地区の周辺地区 |
| 4 | 調査員 | 公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員（社員の土地家屋調査士が身分証明書を携帯し「法務局」と記された腕章を着用して行います。） |
| 5 | 調査内容 | (1) <u>土地の位置の確認及び形状の調査</u>
(2) <u>基準点（測量の基本となる標識）設置作業</u> |

（問合せ先）秋田市土崎港中央一丁目16番21号 矢守ビル1階
秋田地方法務局地図作成現地事務所（担当 高橋）
電話018-880-6551

【別図】

位置図

秋田市外旭川字堂ノ前、同字田中、同字神宮田、同字在家、
同字鳥谷場、同字野村、同字八幡田、外旭川八柳三丁目、
寺内字三千刈、將軍野向山地区

